

# 西予市地域医療対策プラン

～2025年に向けて～

西予市民が住み慣れた場所で  
安心して生活できる医療を確保するために



西予市医師会



野村病院



市民



西予市民病院

## 西予市地域医療対策プランとは

### ●目的

西予市地域医療対策プランは、西予市総合計画に基づき、地域における適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、住み慣れた場所での継続的な生活を可能とするために必要な地域包括ケアシステムの構築を通じて、西予市の地域医療対策について、市立病院改革プラン等関連する計画との整合性に配慮しながら策定するものです。

### ●関連する法律

医療法・介護保険法

### ●関連する計画

西予市総合計画・西予市立病院改革プラン・高齢者福祉計画介護保険事業計画・西予市防災計画・西予市健康づくり計画

### ●プランの目標年次

本プランは、西予市総合計画及び西予市立病院改革プランの目標年次と合わせて2025年（平成37年）を目標年次とします。

### ●策定体制

本プランの策定にあたり、医療・介護・福祉・学識経験者等で構成される「西予市地域医療対策検討委員会」を設置し、意見及び提言を受け計画に反映します。

### ●プランの点検・評価・公表

策定後は、市民に対して、ホームページ等により公表します。また、実施状況を年1回程度、西予市地域医療対策検討委員会において点検及び評価することとします。点検・評価の結果、当プランに掲げた目標の達成が困難であると認めるときや社会情勢や医療体制に大きな変動があった場合には、計画期間内にプランを見直し必要な改定を行うこととします。

## 西予市地域医療対策プラン策定の背景

地域医療をとりまく環境は、医師・看護師等の医療従事者不足や急速な高齢化の進展、世帯構造の変化から医療に対するニーズも多様化してきています。

西予市の地域医療は、2か所の市立病院（西予市民病院・野村病院）と8か所の国民健康保険診療所、市内44か所の民間病院及び診療所で維持しています。

しかしながら、市立病院と国民健康保険診療所は、医師・看護師等の医療従事者不足や少子高齢化による人口減少が影響し、安定した経営による医療の確保が困難になりつつあります。

また、本市は、海沿いから四国カルストの高地まで県内でも2番目に広い面積を有し集落も点在しており、受診が容易でない地域に住む人が多数いる一方で、医療資源は豊富ではなく、往診等の在宅医療や訪問歯科診療に対応している医療機関は限られています。

超高齢社会に突入している本市においては、出来るだけ早く地域包括ケアシステムを構築することが最重要課題であると考えております。

このような現状において、市民が住み慣れた場所で生涯安心して生活するための医療対策について計画的に取り組む必要があります。

## 西予市の地域医療の現状・課題・方向性

### ● 救急医療体制の維持・確保

#### 【現状】

救急医療は、一次救急は、一次救急休日・夜間診療所や在宅当番医が対応しており、二次救急は市立病院が隔日交代で行っていますが、医師・看護師等の医療従事者不足により、二次救急受入の体制維持が困難になりつつあります。

また、市立病院の経営は、急速な人口減少や移転・大規模改修等の影響により大変厳しい状況です。三次救急は、主に市立宇和島病院に依存しています。時間外の救急患者をはじめとする二次救急患者は、西予市民病院と野村病院が隔日交代で24時間365日受け入れておりますが、二次救急患者の約7割は軽症者であり、救急医療の現場を疲弊させる要因のひとつになっています。

#### H28年度 症状別救急患者数

提供：西予市民病院

症状別	西予市民病院		野村病院		全体	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
特に軽症	160	6.9%	137	5.2%	297	6.0%
軽症	1,478	63.3%	1,794	68.6%	3,272	66.1%
中等症	626	26.8%	614	23.5%	1,240	25.0%
重症	36	1.5%	46	1.8%	82	1.7%
重篤	34	1.5%	26	1.0%	60	1.2%
					0	
合計	2,334	100%	2,617	100%	4,951	100%

〈重症度の分類（消防統計上の区分）〉

軽 症：入院を要しないもの

中等症：生命の危険はないが入院を要するもの

重 症：生命の危険性があるもの

重 篤：生命の危険が切迫しているもの

## 【課題】

- (1) 医師・看護師等の医療従事者不足により、現状の体制を維持することが困難になりつつあります。両市立病院が、連携協力し二次救急を西予市民病院に集約し、限りある医療資源を有効に活用できる体制づくりが必要です。現在、西予市内で完結している救急体制が維持できなくなると、三次救急病院である市立宇和島病院等の負担が増大し疲弊してまいります。
- (2) 救急受け入れを集約することで、両市立病院間での医療情報の共有が必要ですが、現在は共有できるシステムではありません。
- (3) 医療従事者が仕事をしながら安心して子育てができる環境整備が必要です。
- (4) かかりつけ医を持つことやコンビニ受診の減少など市民の受診に関する理解と協力が必要です。
- (5) 当市は、広大な地形のため救急時に三次救急病院までのアクセスに時間がかかります。

## 【今後の方向性】

- (1) 医師確保のために、愛媛大学や岡山大学への医師派遣依頼を継続し、愛媛県から派遣される自治医科大学卒業の義務年限内医師の派遣についても引き続き要望していきます。  
看護師等医療従事者については、各種養成機関への訪問や「西予市立病院看護師等奨学金制度」、看護協会が実施している復帰応援プログラムの活用など、幅広いネットワークにより確保に努めます。  
また、「中高校生を対象とした看護体験」や「出前講座」などを通じて、医師や看護師、医療従事者等の仕事内容を知ってもらい進路の選択肢のひとつになるような機会を設けます。

- (2) 平成 32 年度を目途に、二次救急医療を西予市民病院に集約し、24 時間 365 日受け入れを目指すなど、「西予市立病院新改革プラン」を推進します。そのためには、両市立病院の連携強化が必要となるため、現在使用している電子カルテなど I C T を活用し、医療情報の双方向での情報共有に努めます。
- (3) 女性医師をはじめとする医療従事者が、生涯を通じて働き続けることができる環境や子育て支援体制の整備を進めます。
- (4) 市民に救急現場の現状を理解してもらい、二次救急医療機関を受診するまえに、まずはかかりつけ医や休日当番医を受診することなどの普及啓発を行います。
- (5) 平成 30 年度から明浜・城川地区に 24 時間体制で配備される救急自動車やドクターヘリを活用することにより、救急病院までのアクセス時間短縮を図り、救命率の向上や後遺症の軽減に努めます。

## ● 在宅医療の充実

---

### 【現状】

市内で、訪問診療や訪問歯科診療等の在宅医療に対応している医療機関は限られています。当市では、介護分野における地域包括ケアシステムの体制づくりは進んでいますが、医療・保健・福祉分野との足並みがまだ揃っていません。超高齢社会に突入している当市においては、遠くの病院や地域の医療機関へ通院することが困難な人が増えています。

国民健康保険診療所は、医療従事者不足や施設・設備の老朽化、人口減少による利用者の減少等により安定した経営が困難になりつつあります。

### 【課題】

- (1) 在宅での療養を行うためには、多職種が連携し情報を共有する必要

があります。医療・介護・保健・福祉分野との連携強化を図りながら、疾病予防や重症化予防に取り組むことが必要です。

また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、シームレスな地域包括ケアシステムの構築が急がれます。高齢化が進み要介護状態の高齢者が増えると予測される中で、在宅においても介護施設においても誤嚥性肺炎予防も含め、口腔ケアの重要性を啓発する必要があります。

- (2) 高齢化による体力低下や免許証返納等により受診機会の確保が困難になりつつある住民へ安心な医療を提供できる体制づくりが必要です。

また、国民健康保険診療所の在り方を見直し、新たな視点に立った医療の提供方法を検討する必要があります。

#### 【今後の方向性】

- (1) 退院後も安心して在宅生活を送るためには、在宅から病院、病院から在宅または介護施設への切れ目のない支援体制を確立することが重要です。医療・介護・保健・福祉の多職種が連携できる顔の見える関係づくりを進めます。そのために、退院時支援ルールの活用や地域ケア会議を開催します。住民自身が、健康管理や疾病予防に努めるよう医師会・歯科医師会・両市立病院・行政が協力しながら啓発や患者のケアを行います。高齢者に多い誤嚥性肺炎の予防には、口腔ケアが有効といわれています。歯科医師会と連携して口腔ケアの重要性を市民へ広く普及啓発するよう努めます。

かかりつけ医を持つことの重要性を医師会や関係機関と協力しながら住民啓発を行います。

(2) 生活している所に出来るだけ近い場所で安心な医療を提供できるよう医師会等の関係機関と連携・調整しながら体制づくりを検討します。住民の意見を取り入れつつ段階的に国民健康保険診療所の廃止も視野に入れた運営の在り方を検討します。廃止により無医地区になる地域へは、移動診療車による巡回診療を導入し受診機会を確保できるようにします。

## ● 災害医療対策

---

### 【現状】

災害時医療マニュアルが未整備で、医療救護所の設置場所は決まっていません。両市立病院毎での単独訓練は実施していますが、医師会との共同訓練は実施できていません。公立病院災害コーディネータの役割は、現在、西予市民病院長が担っています。

### 【課題】

災害時医療マニュアルの作成と、両市立病院間の合同訓練や医師会との共同訓練に向けた検討が必要です。

また、医療救護所の設置運営についても検討する必要があります。

### 【今後の方向性】

市立病院、行政、医師会、八幡浜保健所等関係機関が委員となり、今後の方向性や課題の抽出などを行う「災害時対策検討委員会」を設置し、マニュアルの作成と体制づくりに関する対応を検討していきます。

公立病院災害コーディネータを中心に、危機管理課とも連携しながら、災害発生時に必要な医薬品、資器材及び医療従事者の配置体制を整備するとともに、医療救護所の設置等に早急に取り組みます。

## 用語集

コンビニ受診	軽症患者が「平日は休めない」、「日中に病院に行くと長く待たされる」等の個人的な理由で、本来であれば重症患者の受け入れを目的とする救急外来をコンビニエンスストアに行くような感覚で夜間や休日に受診する行為。	
救急医療体制	一次救急	入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急患センターや在宅当番医が対応する。
	二次救急	入院や手術を要する症例に対する医療であり、いくつかの病院が当番日を決めて行う病院群輪番制等の地域の中核病院が対応する。
	三次救急	二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発性外傷等に対する医療であり、救命救急センターが対応する。南予は、市立宇和島病院に設置されている。
西予市立病院 看護師等奨学金 制度	大学・専門学校等の看護師養成所に在学中の者で、免許取得後、西予市立病院に看護師として勤務する意思のある者に月額 5 万円を貸与する制度。 市立病院で最長 5 年間勤務することで全額返還が免除される。	
ドクターヘリ	救急医療用の医療機器等を装備し、医師及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターをいう。このドクターヘリにより、生命の危険がある患者さんに救急現場等で初期治療が始められるとともに、速やかに医療機関へ搬送することが可能となり、救命率の向上や後遺症の軽減などの効果が期待される。 愛媛県が運営し、利用料金は無料。消防機関を通じて出動要請する。西予市内には 24 か所の離着陸場（ランデブーポイント）がある。	
地域包括 ケアシステム	医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく、一体的に提供される体制。	
在宅医療	自宅での療養を希望する患者に対する医療行為。医師の緊急往診と定期の訪問診療、看護師の訪問看護などがある。	
口腔ケア	口の中を清潔にして感染症を防いだり、口腔の機能訓練等を行うこと。	

誤嚥性肺炎	物を飲み込む働きを嚥下機能、口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥と言い、嚥下機能障害のため唾液や食べ物、あるいは胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症する肺炎。口腔内の常在菌である嫌気性菌が原因となることが多いとされる。
退院時支援ルール	市民が退院後も安心して地域で生活できることを目指し、要介護・要支援状態等の患者が退院する際に、病院と在宅のケアマネジャー間で確実に引き継ぐための情報共有のルール。 西予市地域包括支援センターが発案し、八幡浜保健所が実施主体。管内の5市町に所在する24の医療機関と居宅介護支援事業所、地域包括支援センターが関わって作成。
公立病院災害コーディネータ	主に公立病院立地市内の被災状況や避難所等における医療ニーズを収集し、災害拠点コーディネータと情報伝達・共有や各種要請を行う。 医療活動の拠点として、DMATや医療救護班等の受入、協働するとともに医薬品等の調達・供給調整等を実施する。
移動診療車	無医地区等、医療機関を受診することが困難な地域の市民に対して、医師・看護師・事務員などが同乗し、地域に出向いて診療を行うことが出来る医療機器を搭載した車両。
西予市立病院新改革プラン	市立病院の果たすべき役割を認識し、市立病院がその役割を果たしながら、地域医療の提供体制を維持しつつ、安定した病院運営を行うことを目指すこととして2025年に向けて、平成29年3月に策定したプラン。

## 資料編

### 西予市地域医療対策検討委員会設置要綱

平成29年6月22日  
西予市告示第126号

(設置)

第1条 西予市における地域医療体制を構築するため、西予市地域医療対策プランの策定並びに検証等を行うことを目的として、西予市地域医療対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の協議及び検証等を行い、市長に提言する。

- (1) 西予市地域医療対策プランの策定に関する事項
- (2) 西予市立病院新改革プランの取組状況に関する事項
- (3) 西予市国民健康保険診療所の運営に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、地域医療体制の構築に関し委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 介護関係者
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を委嘱し、又は任命することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取及び資料の提供を求めることができる。

(補助委員会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について調査、研究を行うため、委員会に次に掲げる補助委員会を設置する。

(1) 西予市立病院改革推進委員会

(2) 西予市国民健康保健診療所運営検討委員会

2 補助委員会に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活福祉部健康づくり推進課医療対策室において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成29年度の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

## 西予市地域医療対策検討委員会委員名簿

敬称略・順不同

	氏 名	役 職 等	備 考
1	井 関 満 永	西予市医師会長	委員長
2	明 石 宣 文	東宇和歯科医師会長	
3	末 光 浩 也	西予市立西予市民病院長	
4	守 田 人 司	西予市立野村病院長	
5	川 本 龍 一	愛媛大学大学院医学系研究科 地域医療学講座教授	
6	中 村 一 雅	西予市議会厚生常任委員長	
7	宇都宮 大 朗	西予市社会福祉協議会長	
8	松 山 一 郎	学識経験者	
9	九 鬼 則 夫	学識経験者	
10	平 田 與 輝	学識経験者	
11	井 上 富士彌	学識経験者	
12	河 野 敏 雅	西予市副市長	副委員長
13	西 川 傳	西予市消防長	
14	三 好 敏 也	西予市公営企業部長	
15	酒 井 信 也	西予市生活福祉部長	
顧問	河 野 英 明	愛媛県南予地方局健康福祉環境部 八幡浜支局 保健統括監	

※職名は委嘱時点

## 地域医療対策検討委員会開催状況

	開催日	議題
第1回	平成29年6月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長及び副委員長の選出について</li> <li>2 西予市の医療の現状について</li> <li>3 西予市地域医療対策プラン（案）の概要について</li> <li>4 その他</li> </ol>
第2回	平成29年10月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険診療所の方向性について</li> <li>2 移動診療車の導入について</li> <li>3 市立病院改革プランについて</li> <li>4 西予市地域医療対策プラン（案）の内容について</li> <li>5 その他</li> </ol>
第3回	平成30年3月15日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険診療所の見直しについて（報告）</li> <li>2 市立病院改革プランの進捗状況（報告）</li> <li>3 西予市地域医療対策プランの策定について</li> </ol>

## 実施している在宅医療の推進と救急医療の確保に関する事業

名 称	事 業 概 要
小児在宅当番医運営事業	休日・祝日・年末年始において輪番制の小児科医が急患の診療を行うことにより、喜多・八幡浜・西予地区の15歳未満の小児が救急医療を受けられる。
在宅当番医制運営委託事業	明浜・宇和・野村・城川地区の市民を対象に、休日・祝日・年末年始において、当番により医療機関が休日当番を行うことにより、突発的なケガや病気に対して安心な生活をおくることができる。
八幡浜地区施設事務組合負担金事業	八幡浜地区施設事務組合が実施する一次救急休日・夜間診療所を利用することにより、三瓶地区の市民が年間を通して救急医療を受けることが出来、安心な生活をおくることができる。
病院群輪番制病院運営事業	休日・夜間に入院や手術を必要とする重症の救急患者の診療を行うために、二次救急医療圏域単位で参加する医療機関が輪番制により救急診療を行う。
医療対策室庶務事業	西予市の医療に関する事項を総合的に推進するよう企画立案する。平成29年4月に医療対策室を設置。